

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	R8.7.1
担 当 課	市民安全課

契約業者名・住所	松戸東交通安全協会 会長 田居 照康 松戸市八ヶ崎 4 丁目 5 1 番地の 9
工事等の名称	ユーカリ交通公園交通安全教育指導業務委託
工事等の場所	松戸市小金原一丁目 2 5 番地
種 別	交通安全教育指導業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	3 3, 7 1 9, 9 8 5 円
工事等の概要	施設の運営及び管理、団体指導、一般利用者への指導、送迎車両の管理等
随意契約の理由	本事業においては、市民一人ひとりが交通社会人としての自覚と責任をもち、悲惨な交通事故を無くすため、交通ルールと運転マナーを指導する業務であるが、事業を行う場所がユーカリ交通公園であり、地域性に重点をおいたきめ細かな指導、教育を行うとともに、休日には流動的な指導員の配置が必要である。 よって、本事業においては競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約とするものである。